理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
② 主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有すること。
③ 現場代理人又は主任（監理）技術者は、下記の元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の経験を有すること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
求める経験１
鋼箱桁橋の工場製作
求める経験２
送出し工法により架設した鋼箱桁橋の工事
求める経験３
鋼上部工又は鋼橋脚において、鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事
⑯ 次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
・設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
① 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。
ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
② 技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者
③ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。
④ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）、上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート分野））のいずれかの資格保有者。
・照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。
① 技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者にあっては、７年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に４年以上従事している者。
② 技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。
③ ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。
④ 土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）、上級土木技術者（鋼・コンクリート分野）又は１級土木技術者（鋼・コンクリート分野））のいずれかの資格保有者。
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
⑰ 入札不調となった場合の取り扱い　本工事の入札が不調となった場合、不調特命見積協議方式に移行する場合がある。
なお、不調特命見積協議方式とは、あらかじめ発注者の所定の手続きにおいて「不調特命見積協議方式に移行する」こととしている工事が入札不調になった場合、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者などの特定の１者を協議相手として選定し、見積書の内容について確認協議を行い、見積書の内容が妥当であると認められた場合は、提示された見積価格が契約目安価格を上回った場合でも協議後の価格で契約締結するものである。
⑱ 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
6 Summary
(1) Official in charge of the contract of the procuring entity : Ryoichi Gejima, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
(2) Classification of the services to be procured : 41
(3) Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway The First Sugawa Bridge other 4 Bridges (Steel Superstructure)
(4) Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 3 July 2017
(5) Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 7 September 2017. (If brought with you, 4 : 00 P.M. 7 September 2017)
(6) The language used for application and inquiry shall be Japanese
(7) Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Team, Corporate Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 29 年 6 月 1 日
契約責任者
日本郵便株式会社　不動産部担当執行役員
宮﨑　良治
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1) 品目分類番号　41
(2) 工事名
（仮称）西池袋計画新築その他工事等
(3) 場所　東京都豊島区西池袋二丁目62番８
(4) 工事等内容　本入札は、当社が所有する本土地を有効に活用することを目的に、入札価格だけでなく、優れた基本性能を有し、かつ周辺の景観形成に配慮した有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅及び保育施設の企画並びに実現性の高い事業計画の提案を求めることにより、提案内容について、当社の事業パートナーとして、当社側に立って賃貸物件の収益性の最大化を目指して適切な事業推進提案・補助をしつつ、施設運営及び建物管理を実施する者を募集し、選定するもの。
(5) 工事期間等　次に掲げるとおりとする。
建設業務　契約締結日から平成31年１月31日までを標準とする。
なお、以下の各業務の期間については、次のとおりとする。
ア 企画立案業務　契約締結日から平成31年１月31日までを標準とする。
イ 設計・監理業務　契約締結日から平成31年１月31日までを標準とする。
ウ 施設運営及び建物管理業務
(ｱ) 保育施設　共用開始日から20年以上を原則とする。
(ｲ) 高齢者施設　共用開始日から25年以上を原則とする。